

府政防第1293号
平成23年12月22日

原子力安全委員会委員長 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る原子力緊急事態解除
宣言について

東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る原子力緊急事態解除宣言に関して、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、下記について貴委員会の意見を求める。

記

1. 東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）については、次のとおり、重大な事故が発生する蓋然性は相当程度低下していると判断する。
 - ① 原子炉冷却機能が復旧したことにより、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する原子力緊急事態の発生を示す事象は、既に収束しており、原子炉の冷温停止が継続して維持できる状態にある。
 - ② 地震等による燃料破損がなく、また、放射性物質を閉じ込める機能が維持されており、放射性物質の異常な放出が生じていない状態にある。
 - ③ 緊急安全対策等の実施により、事故の発生防止のための措置が講じられている。
2. このような状況を踏まえ、周辺環境における放射線濃度の上昇は東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの影響に由来するものであることを確認できたことから、福島第二原子力発電所に由来する原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策については、実施する必要がなくなったと認める。

3. このため、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、福島第二原子力発電所に係る原子力緊急事態解除宣言をすることが適当と判断する。